

実務基礎講座「人事・労務担当者のための労基法」

～労基法違反を犯さないために、元監督官の講師が分かりやすく解説します～

主催 一般社団法人 新宿労働基準協会（幹事）

労働基準監督署による臨検監督においては、労働時間、割増賃金等の基本的事項について、過半数の事業場で法違反が指摘されています。労基法違反に対しては、是正勧告ばかりでなく、刑事罰が科されることがあります。

人事・労務担当者のために必要な基本的事項について、労基法の実務基礎講座を開催します。新任担当者を含め、多数ご参加ください。

1 日時 2024年6月27日（木）10：00～16：30（開場・受付は9：30～）

2 場所 「BIZ新宿 研修室A」 新宿区西新宿6-8-2（裏面地図参照）

3 内容

- ・労働者と請負の違いとは？ 管理監督者とは？ 賃金支払いの5原則
- ・労働契約と解雇 ・退職の手続き ・労働時間の適正な把握と36協定による上限規制
- ・割増賃金 ・変形制・裁量労働の運用 ・年次有休休暇制度と時季指定義務
- ・就業規則の整備と運用 労働事件の明示義務と明示事項の改正
- ・労基法違反と会社の刑事責任

4 講師 北岡社会保険労務士事務所代表（元労働基準監督官）

特定社会保険労務士 北岡 大介氏

主な著書 「働き方改革」まるわかり（日本経済新聞出版社）

「同一労働同一賃金」はわかり（日本経済新聞出版社）

5 受講料（テキスト代、消費税含む）協会会員 6,600円 協会会員外 8,800円

6 定員 60名（先着順）

7 申込方法等

(1) 次のメールアドレスに、roumu@mita-roukikyo.or.jp

- ①講習会名
- ②開催年月日
- ③事業場の名称及び所在地
- ④協会会員又は非会員の表記
- ⑤連絡先担当者氏名及びメールアドレス
- ⑥電話番号
- ⑦受講者の氏名、フリガナ
- ⑧講習についてのご質問

を記載例のように記入してください